

多国籍企業の会計及び外国為替換算に関する一考察

保 永 昌 宏

目 次

- I はじめに
- II 多国籍企業のパターンによる会計
- III 外国為替相場変動に伴う会計
 - 1. 為替換算方法
 - 2. 換算差損益の処理方法
- IV むすび

I はじめに

多国籍企業の会計または国際会計という領域は、決してそれ自身で独立した学問分野ではない。それは、財務会計、管理会計、会計監査および税務会計など会計のすべての領域にわたっている。このことは多国籍企業ないし国際企業と呼ばれている企業活動が、一国内の活動はもとより、海外においても同じように活動している事実からして当然のことである。しかしながら、多国籍企業の会計または国際会計という領域で会計上の諸問題を考察するときには、従来、一般に一国内という範囲で考えられていた会計とは多少にかかわらず異った事情が生ずることも明らかである。そこで広く国際会計というときには、①国際活動に関する会計、②多国籍会計コントロール、③国際財務報告および④国際会計原則の比較、の四つのカテゴリーを含んでいると考えられる。

はじめの二つについては、主として財務および管理に関する内部会計であり、あとの二つについては、外部報告の理論と実務である。監査原則と監査基

準は、国際財務報告の主要な部分である。租税問題は、これらの会計全体にかかわることである¹⁾。

後述するように、国際会計という概念や領域を定義するのは、本稿の目的ではないし、また厳密な定義づけはあまり意味がないと思われる。国際会計は、次のような概念の一つであると考えられる。すなわち、(1) 世界的なシステム (universal system)、(2) 世界各国の会計方法および会計基準のすべてをカバーする記述的および情報論的アプローチ、(3) 海外子会社および親会社に関する会計実務、の三つの形態が考えられる。(1)の場合には、世界会計 (world accounting)、(2)の場合には、国際会計 (international accounting)、そして(3)の場合には、親会社および海外子会社に関する会計、であるとそれぞれの関連をみることができる²⁾。

われわれは、このような概念規定によるまでもなく、多国籍企業の会計または国際会計という領域で思考する場合には、世界各国で現に実践されている会計基準や会計原則あるいは会計慣習ないしは会計法規などすべてをカバーする意味で考察しようとしている。

本稿では、多国籍企業にかかわる会計ないしは国際会計の領域で考えられる会計問題のうち、多国籍企業のパターン³⁾による会計の特質および外国為替にかかわる諸問題について検討しようとするものである。

注 1) Rueschhoff, Norlin G, International Accounting and Financial Reporting, Praeger Publishers, 1976, p. 6.

2) Weirich, Thomas R, Avery Clarence G, & Anderson, Henry R, International Accounting: Varying Definitions, The International Journal of Accounting: Education and Research, Volume 7. No. 1. Fall 1971, pp. 80~87.

3) 拙稿, 「多国籍企業における行動と論理」城西経済学会誌, 第8巻第2号参照 United Nations, Multinational Corporations in World Development. United Nations New York, 1973 参照。

II 多国籍企業のパターンによる会計

10年程以前には、会計担当者や財務管理担当者の大部分は、会計および財務報告の国際的局面にたいしてほとんど無関心であったが、今日では、むしろその逆で、多少にかかわらず、会計および財務報告に関して国際的局面に遭遇しないことの方が少なくなっている。このことは経済の国際化とともに多国籍企業活動の急激な増大と深い関わりをもっていると言える。

多国籍企業に関する会計上の諸問題を考察するにあたって、ミューラー (Mueller, G. G.) は、かつてパールミュッター (Perlmutter, H. V.) が発展段階に応じて分類したごとく、広く国際的な経営活動を行なっている企業を3つの発展段階に分けて検討している¹⁾。

第1は、本国への志向性を強くもっている自国内志向タイプまたは本国志向タイプと呼ばれる多国籍企業。

第2は、現地国への志向をもっているところの現地志向タイプの多国籍企業。

第3は、世界的視野に立って行動するところの世界志向タイプの多国籍企業である。

1. 自国内志向タイプまたは本国志向タイプの多国籍企業は、自国内の基準や態度をすべての海外事業活動に適用しようとするものである。自国内における方法や事業活動の手続きなどの受け入れがすべてに強制され、会社のコミュニケーションや経営管理上の指令などは、本社から海外子会社に対してほとんど一方通行的に伝達されることになる。

このことを会計上の観点からみれば、事業活動の成果や海外取引は、厳密に本国の視点から評価し説明されかつ報告しなければならないことになる。管理と統制に関しても、本国の基準に従い本国の測定基準によって、本国通貨を基礎に行なわれる。このようなアプローチにおいては、海外活動は、「多国籍」としてではなく、「外国」として特徴づけられるであろう。

外貨表示によって作成された子会社の財務諸表を本国の親会社の財務諸表に

結合または連結する場合にも、外貨表示による財務報告書は、財務報告書上の勘定をできる限り本国のそれと調和するようにし、本国の会計原則や会計手続きに修正されることになろう。こうした修正の後に現地通貨額は、本国の実務と矛盾しない換算手続きによって本国通貨額に換算されることになる。

たとえば、現金などの時価基準にもとづく項目は、時価レートで換算されるだろうし、受取勘定、負債および正味実現可能価値で表示される棚卸資産などの見積将来基準にもとづいて測定される項目は、適切に見積られた将来の為替レートを使用して換算されるであろう。このような通貨換算上から生ずる最も困難な題問の一つは、外国為替から生ずる損益に関する会計上の取扱いである。外国為替市場で、ある通貨単位から、他の通貨単位へと実際に換算されたときに、この外国為替換算によって生じた損益は、直接には二つの通貨のうち一つによって測定されることになる。外国為替換算差損益は、海外子会社の経営活動にチャージされ、その原価または費用構造の一部となるのがふつうである。外国為替差額は、外国通貨による報告書を単に本国の要求に翻訳する過程からも生ずる。異なった外国為替換算比率、たとえば、過去、現在および将来によるところの換算損益は、報告書において異なった金額によって換算されるという理由から生じるのである。しかしながら、外国通貨換算差損益に対する会計処理については、見解が分かれている。実務上にみられる代表的な方法は、換算損失は直ちに認識するが、換算差益は、前期損失ないし外国通貨換算が実際に行なわれたときだけに認識する。換算損益は、実際には両替損益と同様に取扱うべきであるし、客観的に貨幣額によって表示できるようになったら直ちに認識すべきである。

ミューラーは、自国内志向タイプの多国籍企業の財務諸表の報告に関して、現在、一般的実務慣行とはなっていないが、次のような三つの項目を挙げて説明をしている²⁾。

(1) 公表財務諸表は、連結事項の取扱いとして通常脚注の一部に、自国内志向がすべての海外子会社および経営活動上の会計の基礎になっていることを明記しておくこと。このことは少なくとも棚卸資産や固定資産の個々の評価手

続きを知ることと同じ重要さであり、どの程度の長期リースか、年金またはストック・オプションズ (stock options) を引き受けるかを知るのとも同程度に重要である。会社方針に関するこの一つの基本的局面を財務諸表の読者が知っていれば、経営や投資の判断はもっと適切になるであろう。

(2) 第(1)と関連するが、財務諸表の基礎にある会計全体の基準は、本国の基準によっているということを開示することである。たとえば、カナダをベースとする会社が、一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成した場合にも、その会計原則は、アメリカ合衆国において認められたものなのか、それともカナダにおいて認められたものなのか、あるいはまたアメリカ合衆国とカナダで一般に認められた会計原則が同じなのかを明記すべきである。どんな場合においても、多国籍企業の財務諸表は、その報告書が基礎とした会計基準を明らかに表示すべきである。

(3) 自国内志向多国籍企業は、財務諸表の読者に国際事業活動の正確な内容を開示することを期待されていると思われる。この点に関しては、要約形式で行なえばよいし、連結総売上高に占める海外売上高、海外売上高に対する利益、海外純資産ならびに出来ればその会社の海外投資状況の変動などの項目を含んでいけばよい。多国籍企業に関してはこのようなことはないと思われるが、もし国際事業活動が連結した全体との関連で重要でないならばその旨を報告書に記すことが適切であろう。

2. 現地志向または多中心的多国籍企業は、国際事業の最も支配的形態となりつつある。その第一の要因は、規模の題問である。たとえば、ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ、フィリップス、ユニリーバ、ネスルなどのようなヨーロッパをベースにしている巨大な多国籍企業は、総資産の半分以上を親会社が在る国以外に持っており、期間利益の半分以上を海外で獲得している。このことは、アメリカ合衆国をベースとした多国籍企業にもあてはまる。たとえば、IBMでは、1977年において、総収入の50%、純利益の45%を海外活動で獲得している³⁾。

多国籍企業の活動規模が、現実にきわめて大きくなってくると厳密に自国内

志向を維持してゆくのが困難となってくるのは当然の成り行きである。別の理由としては、経済ナショナリズムや市場参入のような問題に関連して、できる限り外国支配というイメージを払拭した方が、より良い事業環境や収益力を生む結果となる。現地志向タイプの方が、現地での資金調達や企業設立に際しては、はるかに有利な場合が多い。また現地志向は、現地の法律制度上からの要請ということからそのようにならざるを得ないということもある。

財務管理上の問題に関しては、最も重要でありトップ・マネジメントは、人的接触や相互関係が断えずあっても財務情報システムに基づいて経営管理を行なわなければならない。財務管理システムに必要なことは、種々の現地の特殊性を残したデータに基づいたものであって、親会社の本国の会計基準に修正したり、その通貨表示に換算したデータではない。トップ・マネジメントは、通貨や財務諸表の形式に関しても多元的思考を容易にできなければならないし、各国における個々の事情にたいしても広範な理解力を持っていなければならない。

会社が新規に設立された場合の会計制度に関しては、おそらくその会計システムは、現地の同業他社のそれとよく似たものになるであろう。たとえば、他国間の取引は、厳密に現地通貨等価額で会計制度の中に取り入れられ現地の環境で一般に行なわれている会計実務慣行が広く採用されるであろう。すなわち、物価水準修正ないし資産評価が親会社の本国においては、代表的な会計測定基準としてはかえりみられなくとも、現地で重要であるならば導入されるであろう。

財務諸表の連結に関しても、現地志向の多国籍企業の海外子会社の財務諸表を連結するプロセスは、自国内志向状況における連結よりも技術的に当然のことであるが複雑になる。自国内志向多国籍企業の場合には、連結の前提条件はほとんど最初から会計プロセスに組み込まれているが、現地志向多国籍企業の場合には、連結をする前に大幅な会計上の修正が必要である。しかしながら、当面の実務においては、自国内志向多国籍企業と現地志向多国籍企業における財務諸表の連結プロセス上に関する明確な区別は行なわれていない。その他の

問題としては、現地で一般に認められた会計原則により作成された財務諸表は、親会社の本国の一般に認められた会計原則によって表示しなおせるかということである。しかしながら、結局、当面よい解決策を示すことは困難であるという見地から、将来いっそうの研究が必要であるとして、ミューラーは、次のような指摘を行ったにとどまっている⁴⁾。

1) 財務諸表には、その基礎となる会計原則の立場から住所があり、それは財務諸表の書き替えや修正をして勝手に変更することはできない。

2) 過半数所有あるいは支配されている海外子会社のすべてが、自動的に連結されるべきであるということは必ずしも既定の結論ではない。

3) 市価または時価評価に関する何らかの類型は、基本的に異なった現地の条件から生ずる会計測定の結果を連結ないし結合するためにしばしば不可欠なものと考えられる。

このような指摘をまつまでもなく、現地志向多国籍企業に関する財務報告の解決しなければならない問題は多い。たとえば、財務諸表の連結問題が解決されて財政状態および経営成績が適切に報告される一組の財務諸表が得られたとしても、多国籍企業の財務諸表に関しては、財務諸表の作成に際して、どこの国の「一般に認められた会計原則」が適用されたのかを明示することが必要であろう。監査人の意見に関しても、たとえば、カナダで一般に認められた会計原則に従って云々と監査報告書に明白に表示すべきである。この種の公開が現地志向多国籍企業にたいする最少限度の必要条件とすべきである。

次に考えられるのは、財務報告書の内容を公開する問題である。既に述べたように企業の多国籍化が進展すれば、海外にたいする比重は当然高まってくるので、経営成績および財政状態の開示にあたって、これを国内と海外とに区別してみてもあまり意味がない。そこで考えられる方法としては、五大大陸のようにグローバルな地域に分けて、総売上高、売上総利益、税引後利益、総資産および純資産などの要約財務数値を明らかにするとか、または、高度工業化諸国、発展途上国ならびに開発途上国などにおける事業活動に分けてもよい。さらに、スターリング・ブロックやECのような地域ブロックに分けることも可

能であろう⁵⁾。また財務報告書の作成にあたっては、複数の言語および通貨で表示することの有用性も考慮しておかなければならない。ちなみにIBM社では、社内で27カ国語を公式用語として使っているといわれ、株式は、ニューヨーク証券取引所をはじめとする米国内の証券取引所ならびにオーストリア、ベルギー、カナダ、イギリス、フランス、日本、スイス、オランダ、西ドイツの各証券取引所に上場されている。オランダが誇るフィリップス社においても年次報告書は、英・独・仏・語版が作成されている⁶⁾。

3. 世界志向タイプと呼ばれる資格が十分にある商工業会社は、現在、きわめてわずかである。それは、ある特定国の法律に依らないで、いつでもどこでも会社を設立することは、ほとんど不可能だからである。こうした障害を克服して国内基準の範囲を超えたいわば超国籍企業の設立をはかる努力が始められている。ヨーロッパ共同体では、ローマ条約第54条3項g号(1957.3.25付)にもとづいて会社規定の調整をはかることを決定した⁷⁾。それによると、加盟国の利害の平等性を保障することを目的とし、域内の会社の株主、社員、第三者(債権者、従業員)の利益を保護するために会社規定の調整を義務づけている。加盟各国内の会社法の調整作業は、もともと技術的にも内容的にも限界があり、ヨーロッパ経済共同体設立当初から意識されており、国内法上の会社制度とは別に、ヨーロッパ経済共同体の統一的会社形態としてヨーロッパ会社(Societas Europea 略称S.E)を創設することが考えられていた。こうしたなかで、オランダのサンダース教授に委嘱した「ヨーロッパ会社法草案」は、1970年6月に閣僚理事会に提出された。その後この草案にたいして寄せられた各層の意見を考慮し、かつ新たにデンマーク、アイルランドおよびイギリスの加盟するECへと拡大したので、1975年4月に修正を加えて「ヨーロッパ会社法修正案」となり今日に至っている⁸⁾。この「ヨーロッパ会社法修正案」が、会社法として発効するまでにはまだかなりの時間を要するものと思われる。

このようないわば超国籍的ないし超国家的思考に基づく企業体の設立は、ECのように現にある程度ブロック化が推進されているところにおいても、一朝一夕にできるものでないことは容易に推察することができる。これらの事情

を考えるとまさに言うは易く行は難しの部類に入る問題で、会社をどのように監督するか、会社が過大な経済力を持つことへの恐怖、有効な国際法機構が存在していないこと、税法上の諸問題などのすべてがあいまって、会社の国際的設立という課題は決して容易ではないということが理解される。

かつてミュラーは、世界志向タイプの多国籍企業が出現するときには、内部統制やグローバルな利害関係者への財務報告をするための計算単位として、特定通貨単位を選択する方法を見出さねばならない。そのときまでには「ヨーロッパ・ドル」のような地域通貨を持つようになるかもしれないが、これは抽象概念の領域であると論じたことがあった⁹⁾。しかしながら、ECは、域内の産業や企業を再編し、戦後低下した国際経済界における競争力を維持発展させることでは共通の認識を持っており、各国内法の会社法を調整ないし調和化するために1978年7月25日に閣僚理事会は、第4次指令 (Fourth Council Directive) を採択した¹⁰⁾。ここにいう指令 (directive) の意味は、EC加盟国あてに発せられるもので、その目標に対しては拘束力を有するが (第4次指令は、会社の年次計算書に関する内容である)、加盟各国がそれを実現するための形式・方法に関しては、各国内機関に委せることになっている。またECでは、欧州計算単位 (European Unit of Account: EUA) の名称をもつ計算単位を1975年3月18日の定例会議において採択決議をした。ちなみに、EUAの価値は、1EUAは、1.20635ドルに相当し、純金量で表示すると0.88867088グラムに相当することになっている。この点に関しては、ミュラーの述べたように決して単なる抽象概念の域にとどまっているばかりではなく、現実的な進展が望めるまでに至っている。ただし、ミュラーも論述しているように、「国際企業の言語としての会計」という観点からは、多国籍企業の会計は、まだ揺籃期であり、今後いっそう多国籍次元の学問を扱うには実質的かつ真剣な会計に関する研究と分析が必要である。そのためには、職業会計団体や国際的職業会計人と多国籍企業との間の密接な協力が必要であり、また教育機関としては、学問の国際的局面をさらに自覚しなければならないし、教育計画に国際的局面の取扱いを導入し始めなければならないと思われる¹¹⁾。

多国籍企業の会計に関しては、上述したように三つの異ったタイプに分類し各々の会計上の特質などを検討した。現実には、多国籍企業そのものの形態が多様化しており、かつその経営活動が広く海外に及んでいるという事実から、会計上の問題も当然のことながら複雑多岐にわたらざるをえない。そこでわれわれは、次に、多国籍企業の会計または国際会計という領域で考慮しなければならない問題を検討することにした。

- 注 1) Mueller, Gerhard G, Accounting for Multinational Companies, Cost and Management, July-August 1971, pp.28~31 参照。
- 2) ibid, p. 30.
- 3) IBM Annual Report 1977, pp.20~25 参照。
- 4) Mueller, Gerhard G, op. cit, p. 32.
- 5) ibid, p. 33.
- 6) Philips Annual Report 1977. cover. 参照
- 7) McLean, A. T. (ed), Business and Accounting in Europe, Saxon House, 1973, pp. 37~38.
名東孝二監訳「ECにおける企業と会計」日本生産性本部, 昭和52年, p. 23.
- 8) European Communities, Proposal for a Council regulation on the Statute for European Companies, Bulletin of the European Communities, Supplement 4/75.
- 9) Mueller, Gerhard G, op. cit, p. 31.
- 10) Fourth Council Directive of 25 July 1978, Official Journal of the European Communities, 14. 8. '78
- 11) Mueller, Gerhard G, op. cit, p. 34 参照。

Ⅲ 外国為替相場変動に伴う会計

外貨換算 (Foreign Currency Translation) は、二種類の通貨間の為替レートを使って、ある通貨で表示ないし測定されている金額を他の通貨で表現するプロセスである。ここにいう換算とは、ある測定単位による測定数値を他の測定単位による測定数値に変更することである。したがって会計上の換算問題は、外貨によって測定された金額を自国貨幣による金額に直すことである。

このような換算が必要なのは、第一には、本社や国内にある支店または子会社が、外貨建取引を行ないそれによって発生した外貨建金銭債権債務を会計期末に換算する場合である。第二は、海外にある支店または子会社の財務諸表を会計期末に本支店合併財務諸表または連結財務諸表に作成する場合である。

第一の場合には、主として外貨建金銭債権債務など一部の会計項目の換算問題なのをたいして、第二の場合には、財務諸表項目の全部が換算対象となることである¹⁾。

このような状況のもとで、会計に影響を与える要因は、為替相場の変動にたいする為替換算の方法である。IMF体制が崩壊して以来、変動相場へと移行し、たとえば、わが国通貨の円とドルとの交換比率の変動を取り上げるまでもなく常に為替相場が変動することを考慮しておかなくてはならない。このような為替相場の変動は、為替差損益を発生せしむることになり、したがって企業は、為替相場変動に伴う為替リスクに対処する為替管理を内包する経営戦略を展開しなければならないが、小論では先ず会計上の為替換算方法の取扱いを述べそれによって発生した換算差損益の処理を検討することにしたい。

1. 為替換算方法

選択適用した為替換算方法の違いによって為替差損益に相違が発生するために、どのような為替換算方法を適用するかは非常に重要なことである。現在、考えられる主要な換算方法を挙げると概略つぎのようになる。

(1) 決算日レート法 (current rate method)

財務諸表項目のすべてを決算日のスポット・レート(直物相場)で換算する方法である。英国公認会計士協会の調査では、英国企業の90%、ヨーロッパ諸国や英連邦諸国の企業の多くはこの方法を採用しているといわれる。

アメリカ系多国籍企業は、少数のものしかこの方法を採用していない²⁾。海外子会社に対する親会社の持分は、繰越欠損金のある稀な場合を除いて、この方法を採用する企業は、それぞれの通貨について買持ち(long)である。親会社の自国通貨が、他の殆どどの通貨に対して下落している場合には、この方法

の下では一般に、為替差益が発生し、反対に自国通貨に対して外貨が下落した場合には、為替差損が発生する。

決算日レート法の支持者は、「親会社の基本的な投資額（持分）は、決算日レートで換算される」と指摘している。固定資産は、歴史的原価というよりはむしろ現在の収益力を反映している。

このような長所があり英語圏諸国における一般的な使用にもかかわらず、この方法の不自然さが指摘されるようになってきた。すなわち、現金や短期的投資を保有することによる固有のリスクが固定資産と同程度のリスクを意味するという考え方にある。同様に、近く決済される予定の子会社の短期負債が、工場設備や社債と同等とは考えられない。換言すれば、資産のすべての種類を決算日レートで換算することは、取得原価主義に基づく他の伝統的会計概念から離れるものである。したがって、決算日レート法は、主として、現在までの歴史的な使用と基本的な簡便性にその魅力を見出すことができるであろう。

(d) 流動・非流動法 (current—noncurrent method)

流動資産および流動負債には、決算日レートで換算し、固定資産および固定負債は、取得日または取引日のレートで換算する。この場合における論拠は、会社（または海外子会社）の短期的項目はレート変動の影響を受けるが、固定設備は影響されない、という点にある。この方法はAICPAの会計研究公報第43号によって推奨され、財務会計基準審議会（FASB）によって、テンポラル法 (temporal method) の採用へと変更が勧告されるまでは、アメリカでは相当多くの企業が採用していた³⁾。流動・非流動法が問題となるのは、低価主義を伝統的な評価方法としている棚卸資産を為替変動の影響項目として含め、一年以上の負債を含めない点である。この慣行から発生した混乱が、多くのアメリカの会社に第三の可能性、すなわち、貨幣・非貨幣法への変更を促進した⁴⁾といわれる。

(e) 貨幣・非貨幣法 (monetary—nonmonetary method)

この方法は、流動性ではなくその性格が、財務的なものか、物理的なものかに基づく区分をするのである。貨幣項目のすべて（貨幣性資産と貨幣性負債）は、

決算日レートで換算される。非貨幣項目（棚卸資産、固定資産）は、取得日レートで換算する。ただし、棚卸資産は、低価法が適用される。貨幣・非貨幣法は、伝統的会計に最も接近し、最も理論的な内部の枠組をもっていると考えられる多くの理由がある⁵⁾。しかしながら、この方法は、外貨建ての長期負債の割合が高い会社の会計上の為替リスクを著しく高める傾向をもっている。現地通貨が下落する場合には、これらの会社は、自国通貨で借り入れた会社よりもある一会計期間における財務成績が悪くなる。貨幣・非貨幣法は、企業の会計的為替リスクを表現するのに最も適切な方法のように見えるが、この方法の適用に対してもいくつかの反対がある。その主なものは、貨幣項目の厳密な分類に関するものである。たとえば、借用証書のようにある種の資産や負債は、貨幣・非貨幣の両方の性格をもっている。他の換算方法におけるのと同様に、棚卸資産は、議論の対象となる項目である。ある企業では、継続的に補充される棚卸資産は、他のすべての運転資本項目と同様にリスクにさらされていると考えている。また市場性のある有価証券の形で保有されている長期投資の場合にも、取得価格または決算日の市場価格のいずれかで現地通貨による価値を決定した後で換算することができる⁶⁾。

(二) テンポラル法 (temporal method)

会社を最もよく見せる為に、換算方法の選択と引当金設定に関する自由裁量権を行使したいという誘惑は、財務の歴史において強いものであったと言われる。これまで述べてきた三つの換算方法には、それぞれ特徴があり、実務にも採用されてきたが、異なる換算方法を採用することにより生ずる混乱を解消すべく財務会計基準審議会 (FASB) は、1974年に「外貨換算のための会計」と題する討論用メモランダムを公表し、翌1975年に、財務会計基準書第8号「外貨建取引および外貨表示財務諸表換算のための会計」(以下単に財務会計基準書第8号という)を公表し、以後アメリカの企業は、この財務会計基準書第8号の発効に伴い、テンポラル法(属性法または同時レート法とも呼ばれることがあるが定訳はない)を採用した。

財務会計基準書第8号は、アメリカにおける会計慣行上の矛盾を取り除くべ

く次のような新しい主要な要求をもち込んだ⁷⁾。

(a) アメリカの非金融会社のすべては、外国為替換算と連結会計について、単一の標準的慣行に従うべきである。

(b) 為替差益や差損の影響を他の会計期間に繰り延べるための引当金は認めない。

(c) 為替リスクに対処する企業の先物契約は、決算日に評価され、発生した差損益は、期間損益に算入されねばならない。ただし、通貨とその期間、外貨建て取引のコミットメントの大きさを正確にカバーしている先物契約は例外とする。

このような内容を含んでいるテンポラル法における基本ルールは、次のように説明しうるだろう。

テンポラル法は、既述した貨幣・非貨幣法と実務上において多少相違しているだけであり、基本的な同時性 (temporality) による貸借対照表項目の区分にその基礎をおいている。過去の取引時の価格で表示されている項目(固定資産、減価償却引当金、前払費用項目、前受収益、繰延べ法人税額控除など)は、取得日レートで換算される。現在の購入取引、販売取引(時価)および将来の取引(将来の価格)は、現在価値(時価)または将来価値(正味実現可能価額)で表示されているので決算日レートで換算される。棚卸資産は、特殊なケースであり、低価法が採用されているならば、取得日レートで換算した原価と、決算日レートで換算した時価とのいずれか低い方で換算される。もし既に時価に評価減されている場合には、評価減した時点のスポット・レートで換算される⁸⁾。

(d) 国際会計基準公開草案の方法

国際会計基準委員会によって作成された公開草案第11号「外貨建取引の会計および外貨表示財務諸表の換算(案)」⁹⁾に示されている換算方法について、簡単にふれておく。企業は財を購入または販売してそれに対する決済を外貨で行い、あるいは、外貨を貸付けまたは借入れる。このような外貨建取引 (foreign currency transactions) は、会計記録がその企業の自国通貨で行なわれる場合には換算されなければならない。在外事業の財務諸表の換算は、在外事業に対す

る投資の会計にあたって持分法を採用する場合、および結合もしくは連結財務諸表を同一通貨で作成する場合に必要である。公開草案11号は、換算方法の選定に関して、換算の目的について、またその結果として、テンポラル法と決算日レート法とのいずれを標準的会計実務として採用するべきかについては、見解が対立しているとして、このような状況のもとでは、二つのうちのいずれか一つのみを国際的基準として採用し、それに普遍的に準拠することを期待することは不可能である。したがって、テンポラル法と決算日レート法のいずれをも受け入れることとして、採用した方法を財務諸表中に開示することを要求している。

これまで外貨換算の方法として、決算日レート法、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法のそれぞれが採用されるケースを検討し、その論拠を検討してきた。また国際会計基準公開草案第11号におけるテンポラル法と決算日レート法のいずれかを選択適用し、その旨を財務諸表に開示することを要するという考え方も概観した。

2. 換算差損益の処理方法

換算差損益は、為替換算に採用した方法いかんによって、発生する換算差損益額が異なる。国際会計基準公開草案においても、結局、二者択一という選択適用制を採用することにした¹⁰⁾。この事一つを考えてみても、換算問題が包含している会計上の諸問題を解決する困難性がみられるし、とりわけ国際基準を設定するにはいっそう認識を新たにさせられる。

いずれにしても換算差損益の処理いかんによって¹¹⁾、期間損益の算定に関わりをもつので、次にその処理に関する特徴を述べることにする。

1) 財務会計基準書第8号においては、既述したように外貨換算の方法は、テンポラル法であるが、この方法によって換算を行った結果、発生した為替換算差損益は、為替相場が変動した期の純利益を決定する際に含めて計算しなければならない。言い換えれば、為替換算差損益は、純利益の決定にあたって、換算差損益を即座に算入し、発生期間の損益として処理することである。

2) 国際会計基準公開草案第11号においては、換算方法には、テンポラル法と決算日レート法のいずれをも認め、採用した方法を財務諸表中に開示することを要求した。そこで、換算方法にテンポラル法を採用した場合に生ずる換算差損益の処理としては、①発生期間の損益とする。②長期貨幣項目に関する換算差損益をその他の株主資本勘定の変動とするか、あるいは繰延べる。

決算日レート法を採用した場合に発生する換算差損益の処理については、①発生期間の損益とする。②将来の実現の不確定性のため損益の算定に含めるのが不適切な場合には、換算差損益をその他の株主資本の変動として報告するか繰延べるとしている。

最後に、わが国における外国為替に関する会計基準として、大蔵省・企業会計審議会により、5回にわたっていわゆる「個別意見」として公表されている事項につき簡単にふれておく。

- 1) 意見第1「外国通貨の平価切下げに伴う会計処理に関する意見」昭和43年5月2日
- 2) 意見第3「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」昭和46年9月21日
- 3) 意見第4「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」昭和46年12月24日
- 4) 意見第5「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」昭和47年7月7日
- 5) 意見第6「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」昭和48年3月26日

上掲した「個別意見」による換算方法を図示すれば、次ページのようになる。

換算差損益の処理に関して、企業会計審議会の意見第1では、切下げの行なわれた国にある支店の外貨、金銭債権および有価証券以外の資産は、取得時の為替相場による円換算額を付すこととされていた。この外貨、金銭債権債務、有価証券などの換算によって生じた換算差損益は、切下げが行なわれた期の臨時損益として処理するが、長期債務にかかわる換算差益額から長期債権にかか

個別意見	公表日	金 銭 債 権		金 銭 債 務		摘 要
		長 期	短 期	長 期	短 期	
第1	43. 5. 2	CR	CR	CR	CR	
第3	46. 9.21	HR	CR	HR	CR	原則とする できる 妨げない
		CR	CR	CR	CR	
		HR	HR	HR	HR	
第4	46.12.24	CR	CR	CR	CR	原則とする 妨げない
		HR		HR		
第5	47. 7. 7	HR	CR	HR	CR	原則とする 相当のときできる
			HR		HR	
第6	48. 3.29	(第5にほとんど同じ)				

但し、CRはCurrentまたはClosing Rateの略で決算日レート

HRはHistorical Rateの略で取得日レート

新井清光著「財務会計論」＜増補版＞中央経済社，昭和52年，p.263による。

わる換算差損額を控除した残額については，翌期以降，長期債務の弁済期に弁済額の割合に応じた額を当該弁済期の利益として計上することもできるとされている。さらに，意見第3では，外貨，外貨建ての金銭債権債務および外貨建ての保有有価証券の換算によって生じた換算差損益は，その換算を行なった期の損益として処理するとされた。

意見第4においては，換算によって生じた換算差損益は，当期の損益として処理するが，この会計処理の結果特定の業種で巨額の為替損失が生ずる場合にその損失が企業会計原則注解12に言う臨時巨額の損失に準ずるものと認められるならば，法的措置によって繰延経理を認めてもよいことが付記されている。

意見第5では，換算によって生じた換算差損益は，当期の損益として処理することを原則としている。

注 1) 染谷恭次郎著「国際会計」中央経済社，昭和53年，第5章参照，新井清光著「財務会計論」＜増補版＞，中央経済社，昭和52年，第11章参照。

2) Prindl, A. R, Foreign Exchange Risk, John Wiley & Sons, 1976, p. 10.
安楽孝雄訳「為替リスク」プレジデント社，1978年，p. 18.

- 3) Burns Joseph M, Accounting Standards and International Finance, Domestic Affairs Studies, 49, 1976, p. 6.
- 4) Prindl, A. R, op. cit, pp. 11~12 参照, 前掲訳書, pp. 20~23 参照。
- 5) 現行の「会計原則」では, 貨幣項目を現在または将来価値で評価し, 非貨幣項目を取得原価で評価するからである。
- 6) Prindl, A. R, op. cit, pp. 13~14 参照, 前掲訳書, pp. 23~26 参照。
- 7) Prindl, A. R, op. cit, pp. 16~17 参照, 前掲訳書, pp. 27~30 参照。
- 8) Prindl, A. R, op. cit, pp. 17~18 参照, 前掲訳書, pp. 30~33 参照。
- 9) IASC, E 11, Proposed Statement, Accounting for Foreign Transactions and Translation of Foreign Financial Statement, 1977, 公開草案第 11 号「外貨建取引の会計および外貨表示財務諸表の換算(案)」1977年。
- 10) IASC, op. cit, 公開草案第11号参照。
- 11) 新井清光著, 前掲書, 第11章参照, 兼子春三稿「為替換算会計基準の批判的考察」産業経理, Vol. 38, No. 5, 白鳥庄之助稿「為替差額の会計処理」産業経理, Vol. 38, No. 5. 参照。

IV むすび

会計が国際的次元で取り上げられ始めたのは, おそらくアメリカの職業会計士協会連合の主催で1904年にセントルイスで開催された第1回国際会計士会議をもって嚆矢とすると思われる。その後, この会議は戦争による一時的中断はあったが, 1952年の第6回会議以降は5年毎に開催されることになり, 昨年は(1977年10月) ミュンヘンで第11回目が開催されている。当初は職業会計人が中心となって発足した会議であったが, 近年, 職業会計人はもとより広く会計の研究者一般も参加している。また1962年にニューヨークで開催された第8回会議に相前後してイリノイ大学において第1回国際会計教育会議(International Conference on Accounting Education)が開催され, その後は, 国際会計人会議が開かれる年度に開催されている¹⁾。

ヨーロッパでは, ヨーロッパ会計専門家連合(Union Européenne des Experts Comptables, Economiques et Financiers. 略して UEC) が, 戦後のヨーロッパ経済統合への動きに関連して, ヨーロッパ諸国の企業会計制度の調整, および会計に関連する知識と経験の交換を目的として, 1951年に結成された。UECの特

徴は、その目的を達成するために多くの委員会（たとえば、会計技術委員会、会計用語委員会、会計法規委員会、出版物委員など）を常設して継続的研究を行い、数年ごとに開かれる総会でその成果が報告され論議されている。これまでに総会は（第1回1953年～第7回1973年）7回開かれており、最近は4年目ごとに総会が開かれているようである。委員会の成果のうち注目すべきものに「会計用語辞典」（8カ国語）1966年に初版、1975年に第2版が出版され、さらに1966年以来、英、独、仏の3カ国語による「ジャーナルUEC」（季刊誌）を発行している²⁾。

他方、ヨーロッパ共同体では、1970年に「ヨーロッパ会社法草案」を起草し、その後3カ国の新たな加盟による拡大ECとなったのを契機として1975年には「ヨーロッパ会社法修正案」が作成され、いわゆる「ヨーロッパ会社」(Societas Europea) の設立が想定されている。

1973年6月には国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee—IASC) が9カ国 (オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国およびアイルランド、アメリカ) の会計士団体の合意に基づいて発足した。現在、設立9カ国の他に、40カ国を超える会員国がIASCに加入している。IASCの作業は順調に進行しており、昭和53年12月現在、国際会計基準 (International Accounting Standards) として確定したものは、第1号から第10号までであり、公開草案 (Exposure Draft) の段階にあるものは、第11号から第14号までである。これら各基準および公開草案の内容に関する検討、評価などは、別に行うこととして、その題目だけを掲示する。

IAS 1 会計方針の開示 (1975年1月公表)

IAS 2 取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示 (1975年10月公表)

IAS 3 連結財務諸表 (1976年6月公表)

IAS 4 減価償却の会計 (1976年10月公表)

IAS 5 財務諸表に開示すべき情報 (1976年10月公表)

IAS 6 物価変動に関する会計上の対応 (1977年6月公表)

IAS 7 財政状態変動表 (1977年10月公表)

IAS 8 異常損益項目, 前期修正項目および会計方針の変更 (1978年2月公表)

IAS 9 研究および開発活動の会計 (1978年7月公表)

IAS 10 偶発事象および後発事象 (1978年10月公表)

以上は、既に国際会計基準として公表されたものであるが、未だ公開草案の段階にあるものを掲げると第11号から第14号までである。

E 11 外貨建取引の会計および外貨表示財務諸表の換算 (案)

E 12 工事契約の会計 (案)

E 13 法人税等の会計 (案)

E 14 流動資産および流動負債 (案)

なお、1974年3月6日付で「国際会計基準に関する趣意書」(Commentary on the Statements of International Accounting Standards) が、IASC から意見を求めるために公表されている。この趣意書の性格は、IASCの目的および運営手続きを明らかにし、かつIASCが発表する国際会計基準の適用範囲および効力を説明することを目的としている。そしてIASCでは、この趣意書を「国際会計基準」の序文として公表する意向のようである。

IASCは、設定当初その存続期間を1977年ミュンヘンにおける国際会計士会議までと決めてあったが、組織および運営上の若干の不備はあったものの、これまでの成果に対して半恒久的存続の意思を明らかにした。このような事情から、IASCは、今後も国際会計基準の作成を継続するであろうし、現に、審議中のものがいくつかあると言われている。

この他にも国際的な共同研究を行ない、その研究成果を継続的に刊行しているものに、会計士国際スタディ・グループ (Accountants International Study Group : 以下 AISG と略称) がある。AISGは、イングランド、スコットランド、ウェールズおよびアイルランドの勅許会計士協会、カナダ勅許会計士協会、アメリカ公認会計士協会によって、1966年に創設されている。AISGが最初に公表したのは「三カ国における棚卸資産に対する会計および監査方法」

(Accounting and Auditing Approaches to Inventories in three Nations, January 1968) である。

このような報告書は、その後も継続して刊行されているが、各報告書には、いずれも序文としてA I S Gの創設目的が掲げられている。それによると「参加国における会計思想および会計実務について比較研究を始めるために、時々報告書を作成し、発起人である各協会の事前の承認に従って、これら各協会の会員に対して発刊される」と記されている³⁾。

国連においても、1973年に経済社会局によって多国籍企業に関する報告書が刊行されている⁴⁾が、1977年には、超国籍企業センター(Centre on Transnational Corporations—CTC)から会計と報告に関する国際的基準を検討した報告書が刊行された⁵⁾。これらの報告の内容の詳細を述べるのは別の機会にするが、テクニカル・ペーパーにおいては、「超国籍企業に対する会計および報告の国際基準に関して」と、「会計および報告の国際基準」ならびに「受け入れ諸国の開発に対する個別利害に関する会社会計および報告の展望」の三部から成っている。他方、「会計および報告の国際基準に関する専門家グループの報告」もあり、これは主として報告基準を述べたものである。

テクニカル・ペーパーにおいては、超国籍企業が、その報告書の開示にあたって、開示する財務および非財務情報の実行可能な最低限のリスト項目を示したものである。そしてグループとしての実行可能な作業協定を示唆している。

二つ目の論文では、主として46カ国における詳細な研究を基礎にして、現代会計および会社報告実務を概観している。それはまた、国家、地域および国際的レベルで、財務諸表一般目的の標準化を達成するための進行中の努力に関して述べている。結論においては、会計の標準化に関する多くの出版物や諸問題にも言及している。三番目の論文では、外国為替取引、現地の雇用、人的能力の訓練、賃金および給与支払、ロイヤリティ、内部貸付にともなう利子および一般管理費の配分というような諸分野で、開発途上国における超国籍企業またはその子会社における現在の報告実務を検討している。また、これらの諸分野において報告することをいかに改善すべきであるかについても考察している。

多国籍企業の会計または国際会計という領域においては、今後いっそう研究調査し解決していかねばならない問題は多岐にわたっている。われわれはこれらの諸問題に対して、持続した努力を傾注しかつ忍耐強く取組み関連する学問を積極的に援用した学際的アプローチを試みなければならないと思う。小論では、多国籍企業の会計または国際会計といわれる領域で、今日まで会計が生成展開されてきた過程をたどってきた。いわば会計の国際化といわれる分野において、重要な会計上の課題は多いが、本稿では、それらのうち多国籍企業と呼ばれるタイプにみられる会計的アプローチと外国為替に関する会計上の問題を中心に検討した。ヨーロッパ会社法草案および理事会指令第4号における会社の計算規定、国際会計基準に関する事項、財務諸表の国際比較、価格変動に伴う評価問題（利益測定と資本維持など）等々、多くの会計上の課題が存在しているが、これらは一国内の慣行とか法規定のレベルではなく、いずれも国境を超えたレベルで考究し調整ないし調和化をはかって行かなければならないことばかりである。しかしながら、企業の多国籍化が著しく進展しているという現状において、これら会計上の課題も既に抽象論の域を脱したと思われる。このうちのいくつかについては、若干の検討を試みている⁶⁾が、詳細にわたっては別の機会に考察したいと思う。

- 注 1) 拙稿「統一会計と国際会計基準の生成過程」城西経済学会誌第11巻第1～3号、合併号、1975年参照。
- 2) 安平昭二著「標準勘定組織の展開」千倉書房、昭和52年、第12章参照。
- 3) たとえば1975年に発行された「国際財務報告」(International Financial Reporting 1975)のForewordにも掲げられている。
- 4) United Nations-Department of Economic and Social Affairs, Multinational Corporations in World Development, United Nations New York, 1973.
- 5) Centre on Transnational Corporations, Technical Papers: International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporations, United Nations New York, 1977.
United Nations Economic and Social Council, International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporations, Report of the Secretary-General, Report of the Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting, United Nations New York, 1977.
- 6) 拙稿「ヨーロッパ会社における会計基準の形成過程」城西経済学会誌第12巻第1・2・3号、拙稿「統一会計と国際会計基準の生成過程」城西経済学会誌第11巻第1・2・3号。
(昭和53年12月)